

# お知らせ



## 町民保健グループ

### 国民年金基金制度のご案内

国民年金基金は、自営業や農業などが加入する国民年金の上乗せ年金制度です。

◆福島県国民年金基金には、福島県にお住まいの20歳から60歳未満の方が加入できます。ただし、次の方は加入できません。

- 厚生年金や共済年金に加入している方やその被扶養配偶者の方
- 国民年金保険料の納付を免除（一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予などを含む）されている方
- 農業者年金に加入している方

◆ 毎月の掛金額や将来の年金額は、年齢、性別、加入する年金の種類、口数によって決まります。年金の種類は、終身年金を基本的に自由を選ぶことができます。

● 毎月の掛金は、全額「社会保険料控除」の対象になります。受取る年金も、公的年金等控除の対象になります。

### 資料請求は

福島県国民年金基金

〒960-0804 福島市中町1番19号

フリーダイヤル ロゴ ヨイクニ  
0120(65)4192

中町ビル5F  
<http://homepage2.nifty.com/nenkinjin/>

### 国民年金付加保険料を納付しませんか

#### 付加保険料とは

平成20年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で79万2100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料（平成20年度は1万4410円）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者やフリーで仕事をしている方など第1号被保険者の場合は、保険料と給付（老齢基礎年金額が定額になっています）

将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第1号被保険者の方のためには、付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定拠出年金、農業者が加入できる農業者年金の制度があります。

これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社

会保険料控除の対象となります。付加保険料の額は

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。保険料の免除（一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予などを含む）を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっていきます。

#### 付加年金額は

付加年金額は、付加保険料納付月数に200円を乗じた額です（65歳から老齢基礎年金を受ける場合）。

保険料月額400円に対して年金額は200円ですので、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受けるとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができることとなります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の納付手続きについては、詳しくは最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

また、国民年金基金の加入については、各都道府県に1か所設立されている地域型国民年金基金か、25の業種別に設立されている

職能型国民年金基金にお問い合わせください。

■ 社会保険事務所については、社会保険庁のホームページを参照してください。

<http://www.sia.go.jp/>  
■ 地域型・職能型国民年金基金については、国民年金基金のホームページを参照してください。  
<http://www.npfa.or.jp/>

〒0246-2315 616  
0246-2315 616

### 公的年金等の源泉徴収票が交付されます

#### 老齢給付の受給者に送付されます

社会保険業務センターでは、国民年金及び厚生年金保険の老齢年金等を受けている方全員に平成20年分の「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、平成21年1月末日までに届くよう送付しました。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料（介護保険料、国民健康保険料及び長寿医療保険料）の金額、源泉徴収税額及び控除内容となります。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されないことになっています。

#### 確定申告の際に必要です

2つ以上の年金の支払者（社会保険庁・各共済組合）に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、

または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告を行うことになっていきます。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金等から特別徴収されない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになっていきます。

社会保険庁では、万一源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合等に対応するため、「ねんきんダイヤル」において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金相談については、社会保険事務所及び年金相談センターで受付けています。お問合せの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意ください。

「ねんきんダイヤル」  
0570-051165

※IP電話・PHSからは、03167001165

- ◆ 受付時間
- ◎ 月々金曜日 8時30分～17時15分
- ◎ 第2土曜日 9時30分～16時

※月曜日（月曜日が休日の場合）は火曜日（19時まで受付けています）。

※祝日はご利用できません。

■ 社会保険庁ホームページ  
<http://www.sia.go.jp/>  
〒0246-2315 616  
0246-2315 616

# 平成21年3月30日(月)より戸籍事務が電算化されます。

## 戸籍電算化（文字の管理について）

今月号では戸籍電算化による文字の正字化についてご説明いたします。

前号でお伝えしたとおり戸籍事務は明治時代に施行されて以来、手書やタイプライターにより記載をしてきました。手書当時の戸籍を見ると『くずし文字』『書き癖のある文字』『辞典に掲載されていない文字』で記載されている戸籍があります。

電算化戸籍は**正字**『常用漢字表（漢和辞典・康熙字典）などで裏づけがある文字』で記載及び証明発行をすることになりますので、戸籍表記のため『文字の正字化』を行います。

※文字の正字化対象の方には、2月下旬にお知らせの通知を送付します。疑義がある方は役場戸籍窓口で確認をお願いいたします。

### 電算化に伴う文字の正字化の例（一部）

戸籍記載

正字

真 → 眞  
善 → 善

戸籍記載

正字

鶴 → 鶴  
泰 → 泰  
邊 → 邊  
博 → 博  
鯨 → 鯨

戸籍記載

正字

静 → 静  
喜 → 喜  
龍 → 龍  
遠 → 遠  
廣 → 廣

戸籍記載

正字

満 → 満  
衛 → 衛  
藤 → 藤  
藤 → 藤  
瀧 → 瀧

### 正字化に関するQ&A

Q 字体が変わると氏名が変更されたことになるのですか？

A 今回の正字化は戸籍表記上文字の変更であり氏名の変更ではありません。

Q 印鑑証明や住民票はどうなるのですか？

A 印鑑証明や住民票は電算化開始（平成21年3月30日）と同時に正字に変更されます。

Q 文字の正字化は昔の戸籍（先祖）に遡って変更されるのですか？

A 今回、文字を正字化するのは電算（コンピューター）化後の戸籍のみとなります。コンピューター化前の戸籍や除籍は画像データとして、コンピューターへ取込みます。

Q 登記簿や資格証等の変更をしなければいけないのですか？

A 氏名の変更ではないので、登記簿等の変更はありません。しかしながら、全ての資格発行者が同一の見解でないことから、変更手続きが必要となった場合には、平成21年3月30日以降に戸籍・住民票を無料交付いたしますので役場戸籍窓口で、その資格証等を提示してください。

戸籍電算化については、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、町民保健グループ戸籍担当へ ☎27-2113